

議案第 4 2 号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 4 号 山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

令和 6 年 6 月 5 日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 榎林 力也

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について専決処分する。

令和6年3月30日

山都町長職務代理者

山都町副町長 榎林 力也

山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 30 日

山都町長職務代理者 山都町副町長

梶林カセ

### 山都町条例第 20 号

山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例  
(令和 3 年山都町条例第 31 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例(令和3年条例第31号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うもの)にあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うもの)にあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>